

# 流域治水プロジェクトの充実について

- 令和3年3月末に全国109の全ての一級水系で策定・公表された「流域治水プロジェクト」に基づき、河川改修事業・ダム事業や地元自治体等の流域関係者が連携して取り組む多層的な流域治水対策を全国で展開。
- 令和3年度の流域治水プロジェクトに基づく取組を「見える化」することにより、事業の着実な推進を図るとともに、施策の横展開により流域治水の裾野を広げ、地域の安心・安全の確保に取り組む。

令和3年3月30日 全国109の全ての一級水系で「流域治水プロジェクト」を公表

令和4年3月末



あらゆる関係者の協働により、ハード・ソフト対策を推進

## 令和3年度内の一級水系の各プロジェクトの取組を「見える化」

流域治水の根幹を支える  
河川改修事業やダム事業の加速化

### 事業効果・進捗の見える化

全国109の全ての一級水系で、外水氾濫※を対象とした河川改修事業等による効果を公表

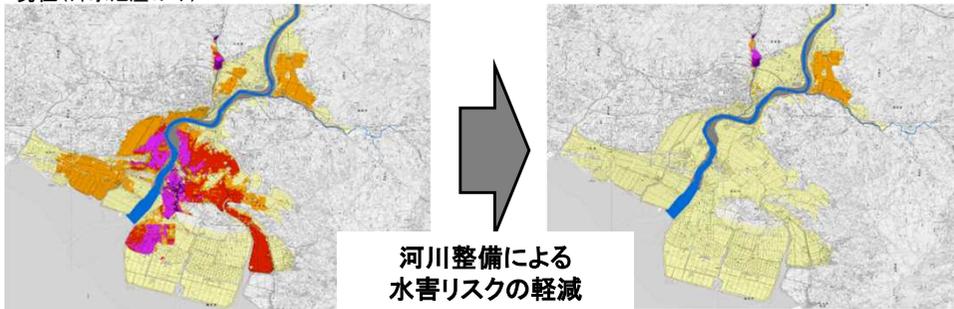
※国直轄区間における河川事業・ダム事業のみを対象 ※現況河道及び当面整備（概ね5か年）後のみ

降雨確率（10年に1度、100年に1度など）に応じた浸水範囲を重ねることにより現在の浸水リスクを示すと同時に、戦後最大洪水等に対応した河川整備の進捗状況に応じた浸水範囲の変化を可視化し、将来のリスクも提示することにより、河川整備の効果を「見える化」し、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりを推進。

（令和4年度以降も引き続き内水を考慮するなど、水害リスク情報を追加・充実）

現在（外水氾濫のみ）

整備後（外水氾濫のみ）



河川整備による  
水害リスクの軽減

高頻度 (1/10) 中・高頻度 (1/30) 中頻度 (1/50) 低頻度 (1/100) 想定最大規模

上記凡例の( )内の数値は確率規模を示していますが、これは例示です。

### 整備効果の見える化のイメージ

注：外水氾濫のみを想定したものであり、内水氾濫を考慮した場合には浸水範囲の拡大や浸水深の増大が生じる場合がある。

あらゆる関係者の協働による  
ハード・ソフト一体となった事前防災対策の推進

### 指標を活用した流域治水プロジェクトの更なる推進

全国109の全ての一級水系でハード・ソフト各々の主要な取組の進捗を公表

流域治水のもと、あらゆる関係者の協働による事前防災対策の取組状況を「見える化」することにより地域が抱える諸課題に対し、先行事例を踏まえての更なる検討の促進や対策の充実を図る。

（今後、ソフト対策等へ積極的に取り組むプロジェクトを対象に、地方公共団体への重点的な支援を実施予定）

### ～流域治水プロジェクトに関する主な指標～

 <p>戦後最大洪水等に対応した河川の整備</p>	 <p>農地・農業用施設の活用</p>	 <p>流出抑制対策の実施</p>	 <p>山地の保水機能向上 および 土砂・流木災害対策</p>
 <p>立地適正化計画における 防災指針の作成</p>	 <p>水害リスク情報の提供</p>	 <p>高齢者等避難の 実効性の確保</p>	

## ● 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案

< 予算関連法律案 >

### 背景・必要性

- 近年、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等、全国各地で水災害が激甚化・頻発化
  - 気候変動の影響により、21世紀末には、全国平均で降雨量1.1倍、洪水発生頻度2倍になるとの試算(20世紀末比)
- 降雨量の増大等に対応し、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組み「**流域治水関連法案**」を整備する必要

### 法案の概要

#### 1. 流域治水の計画・体制の強化 [特定都市河川法]

##### ◆ 流域水害対策計画を活用する河川の拡大

- 市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、**自然的条件**により困難な河川を対象に追加(全国の河川に拡大)

##### ◆ 流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実

- 国、都道府県、市町村等の関係者が一堂に会し、官民による**雨水貯留浸透対策の強化**、浸水エリアの**土地利用**等を協議
- 協議結果を**流域水害対策計画**に位置付け、確実に実施



#### 2. 氾濫をできるだけ防ぐための対策 [河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法]

##### ◆ 河川・下水道における対策の強化 ◎ 堤防整備等の**ハード対策を更に推進**(予算)

- **利水ダムの事前放流の拡大**を図る協議会(河川管理者、電力会社等の利水者等が参画)の創設(※予算・税制)
- 下水道で浸水被害を防ぐべき**目標降雨**を計画に位置付け、整備を加速
- 下水道の**樋門等の操作ルール**の策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止

##### ◆ 流域における**雨水貯留対策の強化**

- **貯留機能保全区域**を創設し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保
- **都市部の緑地**を保全し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用
- **認定制度、補助、税制特例**により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援(※予算関連・税制)

#### 3. 被害対象を減少させるための対策 [特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法]

##### ◆ 水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫

- **浸水被害防止区域**を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認(許可制)
- **防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充**等により、危険エリアからの移転を促進(※予算関連)
- 災害時の避難先となる**拠点の整備**や**地区単位の浸水対策**により、市街地の安全性を強化(※予算関連)

#### 4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 [水防法、土砂災害防止法、河川法]

- 洪水等に対応した**ハザードマップ**の作成を**中小河川等**まで拡大し、リスク情報空白域を解消
- 要配慮者利用施設に係る**避難計画・訓練**に対する**市町村の助言・勧告**によって、避難の実効性確保
- 国土交通大臣による**権限代行**の対象を拡大し、災害で堆積した**土砂の撤去**、**準用河川**を追加

令和3年4月28日 成立

### 附帯決議(14項目)

三 流域治水の取組においては、自然環境が有する多様な機能をいかすグリーンインフラの考えを普及させ、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成に貢献すること。

流域治水の推進にあたっては、  
環境分野の取り組みも重要

グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組

国土形成計画（平成27年8月閣議決定）

## 自然環境が有する多様な機能



植物の蒸発散機能を通じた  
気温上昇の抑制



雨水の貯留・浸透による  
防災・減災



水源涵養



生物の生息・生育の  
場の提供



水質浄化



農作物の  
生産



良好な  
景観形成



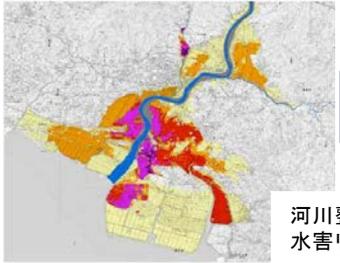
土壌の  
創出・保全



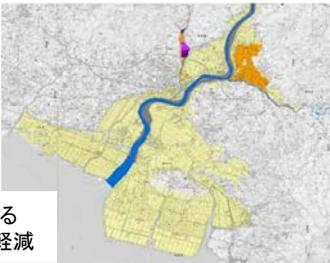
- ◆ 流域治水プロジェクトの更新について
- ◆ 指標を活用したプロジェクトの進捗管理について
- ◆ 地域の取組方針(～令和7年度)の策定
- ◆ 地域の取組方針を流域治水プロジェクト「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」の取組に位置付け、一体管理

### 事業効果・進捗の見える化

現在(外水氾濫のみ)



整備後(外水氾濫のみ)



河川整備による  
水害リスクの軽減

作成中の外水氾濫の水害リスクマップをベースに、  
「事業効果の見える化」資料を作成中  
資料完成後、構成員の確認(書面)をもってプロジェク  
トの資料に追加

### 指標を活用した流域治水プロジェクトの更なる推進



指標値について暫定値を担当者に随時情報共有  
全指標値が確定後、構成員の確認(書面)をもってプ  
ロジェクトへ反映

流域治水プロジェクトの更新  
全指標値確定次第(3月最終週頃予定)

# 吉野川流域における水害リスクマップの整備スケジュール(予定)

- 作成中の外水氾濫の水害リスクマップをベースに、「事業効果の見える化」資料を作成。流域治水プロジェクトの資料として令和3年度末に公表予定。
- 令和4年度には流域全体の多段階の浸水想定図及び水害リスクマップを公表できるよう作成を進める。
- また、内水氾濫等を考慮した水害リスクマップについても、令和7年度末までに公表できるよう、今後作成に取組予定。

## 令和3年度末に公表

①事業効果の見える化

(河道条件: 現況河道)

一部の事業中箇所を対象

(河道条件: 令和7年度頃)

見える化

## 令和4年度中に公表

②多段階の浸水想定図(外水氾濫\*)

※国管理河川からの氾濫

1/200 又は 1/150

1/100

1/50

1/30

1/10

流域全体が対象

重ね合わせ

③外水氾濫の水害リスクマップ

(河道条件: 現況河道、令和7年度頃)

多段階浸水想定図(現況・短期)は令和4年度上半期に公表を目指して作成

浸水した場合に想定される水深(ランク別)	
0.5m未満の区域	0.5m~3.0m未満の区域
3.0m~5.0m未満の区域	5.0m~10.0m未満の区域
10.0m以上の区域	

## 令和7年度末までに公表

④多段階の浸水想定図(内水氾濫\*)

※都道府県管理河川や下水道等からの氾濫

1/200 又は 1/150

1/100

1/50

1/30

1/10

流域全体が対象

重ね合わせ

⑤内水氾濫の水害リスクマップ

⑥内外水統合の水害(③と⑤の重ね合わせ)リスクマップ

流域全体が対象

水害リスクマップの凡例

高頻度(1/10)

中高頻度(1/30)

中頻度(1/50)

中低頻度(1/100)

低頻度(1/150又は1/200)

想定最大規模

6